

令和8年度奈良市放課後児童クラブ（奈良市バンビーホーム）に係る放課後児童団体傷害保険及び施設賠償保険並びに受託者賠償責任保険契約書（案）

- 1 業務の名称 令和8年度奈良市放課後児童クラブ（奈良市バンビーホーム）に係る放課後児童団体傷害保険及び施設賠償保険並びに受託者賠償責任保険
- 2 対象施設 奈良市バンビーホーム全42ヶ所（仕様書別表1のとおり）
- 3 保険期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日
- 4 契約金額 金 円
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、奈良市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲川 元庸

受注者

(処理の方法)

第1条 本契約は、受注者が掲示する保険約款によるものとする。但し、本契約書と約款が競合する場合については、本契約を優先しなければならない。

(補償内容)

第2条 別紙仕様書のとおりとする。仕様書に明記されていない事項については、発注者と受注者とで協議して定める。

(調査等)

第3条 発注者は、受注者に対して業務の処理状況等について、調査又は必要な報告を求め、調査することができる。

(支払い)

第4条 受注者は、契約を締結したときは、発注者に対して保険料の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、保険料払込猶予特約により定められた日までに保険料を受注者に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、または継承してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(保険内容の変更等)

第6条 発注者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、保険の内容を変更し、又は業務の処理を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第7条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務の処理その他この契約による債務を履行しないとき。
- (2) この契約に基づく発注者の指示に従わず、又は発注者の調査に協力しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として契約金額の

10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

(発注者の催告によらない解除権)

第8条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

ウ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

エ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(2) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接のあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第2号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 受注者が、この契約による債務を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかつたとき。
- (9) この契約に基づく調査において発注者の業務を妨害し、又はこの契約に基づく債務の履行において詐欺その他の不正行為をしたとき。
- (10) 業務の処理が不能である（ことが明らかに認められる）とき。
- (11) 業務の処理を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (12) 業務の一部の処理を拒絶する意思を明確に示した場合又は業務の一部の処理が不能である場合において、既に完了した部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (13) 特定の日時又は一定の期間内に業務を処理しなければ契約の目的を達することができない場合において、当該日時又は期間内に処理しないとき。
- (14) 第10号から第13号までに掲げる場合のほか、業務の処理その他この契約による債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかなとき。

2 受注者が次に掲げる場合に該当するときは、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

- (1) 業務の一部の処理が不能である（ことが明らかに認められる）とき。
- (2) 業務の一部の処理を拒絶する意思を明確に示したとき。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の解除の場合に準用する。

4 受注者は、第1項第1号に該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かに係わらず、契約金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同号アからウまでに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

5 前項の規定は、この契約による債務の履行が完了した後においても適用するものとする。

6 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、第1項第11号及び第12号に該当するものとみなす。

(1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された管財人

(3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があつた場合 同法に規定する再生債務者等

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第9条 第7条第1項各号又は前条第1項各号若しくは第2項各号に定める場合の解除が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第10条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告によらない解除権)

第11条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第6条の規定により、契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第6条の規定により、中止の期間が契約期間の2分の1以上に達したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第12条 第10条第1項又は前条第1項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前条第2項の規定による契約の解除をすることができない。

(損害のために必要が生じた経費の負担)

第13条 業務の処理に関し、受注者の責めに帰すべき理由により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。た

だし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

(秘密の保持)

第14条 受注者は、この契約の履行において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため若しくは不当な目的に使用してはならない。この契約が満了、解約又は解除後も同様とする。

2 受注者は、その業務の従事者（従事していた者も含む。）に対して前項の義務と同様の義務を課すために、教育等の必要な措置を講じなければならない。

(管轄裁判所)

第15条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。